熊谷市公告第 101 号

熊谷市建設工事請負一般競争入札(事後審査型)公告

建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び熊谷市契約規則（平成１７年規則第６８号。以下「契約規則」という。）第１８条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、熊谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）実施要綱の規定によるものとする。

令 和 8 年 5 月 7 日

熊谷市長　　小　林　哲　也

記

1　入札対象工事

⑴　工　事　名　　熊谷市佐谷田公民館解体等工事

⑵　工事場所　　熊谷市佐谷田347番地1ほか

⑶　工　　期　　契約締結日から 令 和 8 年 12 月 28 日 (月) まで

⑷　工事概要　　１．既存公民館の解体工事一式
建物概要
・佐谷田公民館　構造・階数：鉄骨造　２階建て　建築面積及び延べ面積：３３６㎡
・駐輪場　構造・階数：鉄骨造　１階建て　建築面積及び延べ面積：２０．５㎡
・ポンプ室 構造・階数：ＣＢ造　１階建て　建築面積及び延べ面積：３．９㎡
・その他　浄化槽、看板等

⑸　入札手続等の方法

本工事に係る入札は、資料の提出、届出及び入札について、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

2　競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、以下の期間内に、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する。

令 和 8 年 5 月 7 日 (木)　　午前9時から

令 和 8 年 5 月 28 日 (木)　　午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

3　入札執行の日時等

⑴　入札書提出期間

令 和 8 年 5 月 29 日 (金)　　午前9時から

令 和 8 年 6 月 1 日 (月)　　午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

⑵　開札日時

令 和 8 年 6 月 2 日 (火)　　午前 9時00分

⑶　上記の期間及び日時は変更することがある。その場合は、電子入札システム上で案内する。

4　入札に参加できる者の形態

単体企業

5　入札に参加する者に必要な資格

令和７・８年度熊谷市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。に登載され、次の要件を満たしている者であること。

ただし、本公告日において資格者名簿に登載された内容に変更があり、次の要件を満たさなくなった者、又は本公告日以降、新たに資格者名簿に登載された者を除く。

⑴　資格者名簿において、熊谷市内に本店を有し、解体工事業Ａ級又はＢ級に格付されている者であること。

⑵　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第１項の規定に基づき、２級土木施工管理技士又は２級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を、この工事に配置できること。ただし、下請契約の総額が５，０００万円以上となる場合に配置される技術者は、同条第２項の規定により監理技術者に限る。

また、請負代金額が４，５００万円以上となる場合に配置される者は、同条第３項の規定により専任でなければならない。ただし、建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項により兼務が認められる場合においては、この限りでない。

⑶　指定された業種に関し、建設業法に基づく建設業の許可を受けていること。なお、下請代金の額の総額が５，０００万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けていること。

⑷　建設業法第２７条の２３第１項の規定に基づき、該当業種に関して、開札日から１年７月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること。

⑸　施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること、及び契約規則第２０条の２の規定により、熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

⑹　本件の公告の日から落札の決定までの期間に、熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

⑺　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされ、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

⑻　健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険に加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について、法令で適用が除外されている者はこの限りではない。

6　入札参加資格の有無の確認

熊谷市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱に基づき、入札執行後に確認する。

7　設計図書等

⑴　公 開 日　　令和8年5月7日（木）

⑵　工事仕様書等、その他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システム（電子入札システムで指示がある場合は、熊谷市のホームページ「入札・契約情報」）からダウンロードすること。

なお、仕様書は、ＺＩＰ形式圧縮ファイルになっている。展開（解凍）ソフトの使用により自動的にフォルダが作成され、ＰＤＦ形式で保存される。

8　設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を電子入札システムにより提出すること。

⑴　受付期間

令和8年5月7日（木）　　午前9時から

令和8年5月26日（火）　　午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

⑵　質問に対する回答

質問に対する回答は、電子入札システムにより、令和8年5月28日（木）　までに掲示する。

9　最低制限価格の設定

本入札については、最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とし、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内において最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

10　入札保証金

契約規則第３条の３の規定により免除とする。

11　契約保証金

契約規則第５条の規定により、契約金額の１００分の１０以上を要する。

12　支払条件

⑴　前 払 金　　熊谷市公共工事前金払事務処理要領及び熊谷市公共工事中間前金払事務処理要領の規定に基づき、前払金を支払う。

⑵　部 分 払　　なし

13　入札に関する注意事項

⑴　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　提出書類

入札時に、入札書とともに入札金額見積内訳書（エクセル形式）を提出すること。

また、電子入札システムの仕組上、内訳書の拡張子は「.xlsx」とすること。

なお、入札金額見積内訳書のファイル名は、必ず会社名を付記したものとすること。（例：「見積内訳書　○○建設. xlsx」）

⑶　入札執行等

ア　入札に参加する者の数が１者であっても、入札を執行する。

イ　入札回数は、２回とする。

ウ　１回目の入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期間及び開札日については、１回目の入札の終了後、電子入札システムにより通知する。なお、１回目の入札において、入札に参加しなかった者、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者又は無効である入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

⑷　入札の辞退

競争参加資格確認申請後においても、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、電子入札システムにより辞退の手続を行うこと。

なお、入札を辞退しても、これを理由として、以後の入札指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

⑸　最低価格が同額の場合

電子入札システムの電子くじを利用し、落札者を決定する。

14　開札後に関する事項

⑴　本入札は事後審査型であるため、開札後、入札を保留とする。落札候補者通知書を受けた者は、「一般競争入札参加資格等確認申請書」「一般競争入札参加資格等確認資料」等指定された書類を、通知を受けた日から２日以内に提出すること。

⑵　落札決定後、電子入札システムにより入札結果を公表する。

15　談合情報に係る取扱い

本入札に関する談合情報を把握した場合、市長の定めるところにより入札の執行を延期又は中止することがある。

16　電子証明書の不正利用について

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合は、入札参加停止等の処分を行うことがある。

また、電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消すものとし、又は落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前にあっては、当該契約の締結を行わないものとし、契約締結後にあっては、本件工事の進捗状況等を勘案し、契約を解除するか否かについて判断する。

17　契約条項等

この公告に定めるもののほか、本件工事に係る入札及び契約の手続については、熊谷市契約規則、熊谷市建設工事執行規則（平成１７年規則第１６６号）、熊谷市建設工事請負契約約款、熊谷市建設工事検査規則（平成１７年規則第１６７号）及び設計図書の定めるところによる。

18　そ の 他

⑴　提出された確認申請書は、返却しない。

⑵　本件工事における現場代理人は、国又は地方公共団体の発注する工事（当該工事が現場代理人の兼務を認める工事である場合に限る。）との兼務を認める。ただし、本件工事の請負代金額が４，５００万円以上である場合は、建設業法施行令第２７条第２項により主任技術者の兼務が認められた工事を除き、他工事との兼務を認めない。

なお、本件工事の施工中にやむを得ない事情が生じた場合、発注者と受注者との協議により他工事との兼務を認めないことがある。

⑶　落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

⑷　入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

⑸　落札者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、熊谷市建設工事等競争入札執行事務取扱要領様式第５号（第３条関係）により通知すること。

⑹　本件は電子契約による契約締結が可能です。（電子契約を希望しない場合は、書面による契約締結が可能です。）

⑺　本工事は、労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア　理由の確認方法：（書面様式１）

イ　その他：調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

落札候補者から提出された内訳書の確認等については、国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき実施するものとする（別添の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」抜粋を参照）。

19　問い合わせ先

熊谷市総務部契約課　契約検査係　　電話　０４８－５２４－１１１１（内線５１１）